

令和 7 年度輸出環境整備推進委託事業
(輸出事業者登録推進事業 (中華人民共和国向け農林水産物・食品の
企業登録推進事業))
事業報告書
(概要版)

令和 8 年 3 月 2 7 日

受託者：一般財団法人新日本検定協会

目 次

1. はじめに.....	3
2. 事業の目的.....	3
3. 事業の実施期間.....	3
4. 事業の概要.....	3
5. 事業の結果.....	5

◆添付資料

添付資料 1 : (※概要版は添付なし)

添付資料 2 : 中国向け輸出食品の製造等企業登録についてリーフレット

添付資料 3 : 国際貿易シングルウィンドウの登録方法のマニュアル

添付資料 4 : (※概要版は添付なし)

1. はじめに

中華人民共和国（以下「中国」という。）にて「輸入食品国外生産企業登録管理規定」（税関総署令第248号）（以下「管理規定」という。）が2022年1月1日に施行され、農林水産省において令和7年度輸出環境整備推進委託事業（輸出事業者登録推進事業（中華人民共和国向け農林水産物・食品の企業登録推進事業））が実施されることとなった。当協会（一般財団法人新日本検定協会）では本事業を受託し、実施したので、本事業の実施結果を報告する。

2. 事業の目的

管理規定によると、政府推薦品目（管理規定第7条に規定された品目（中国向け輸出一次食用農産物を含む）。以下同じ。）を取扱う施設については生産国の管轄当局において登録を行った上で管轄当局から中国当局へ登録申請し、政府推薦品目以外の品目を取扱う施設については、企業自ら中国当局へ登録することとされている。

中国向け政府推薦品目を取扱う施設及び漁船の登録手続については、施設の衛生管理を含む様々な資料を英文にて準備する必要がある。また、政府推薦品目以外については中国当局のホームページにアクセスし、中国語又は英語で企業の情報の入力や登録に必要な資料をアップロードする必要がある。

このため、本事業では、中国向け政府推薦品目を取扱う施設（水産食品を取扱う施設を除く）及び漁船の認定のための事前審査、管轄当局へ登録するための資料のとりまとめを行うとともに、政府推薦品目以外についても登録手続きの案内・周知を行い、中国向けの農林水産物・食品の輸出の円滑化に資することを目的とした。

3. 事業の実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月27日

4. 事業の概要

（1）中国向け政府推薦品目を取扱う施設及び漁船の認定・変更・廃止のための事前審査及び問合せ対応

① 施設からの申請への対応

「中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、eMAFFを通じてなされた中国向け政府推薦品目を取扱う施設からの申請に対し、中国当局が随時公表している管理規定において定められた内容及び登録手続を、管理規定本文、管理規定の解説文書、管理規定のガイドライン、中国政府が運用する国際貿易シングルウィンドウ

(<https://www.singlewindow.cn>)（外部リンク）の「輸入食品海外製造企業登録管理応用」ページに係るマニュアル等の管理規定関係文書、中国輸入通関手続に必要なHSコードに係る情報並びに中国及び日本の食品安全関係規定（以下「管理規定関係情報」という。）を踏まえた上で（当該関係文書に日本語訳がない場合も受託者自ら翻訳等行い理解した上で）、申請品目が要綱上の「中国向け輸出農林水産物・食品」または「中国向け輸出一次食用農産物」に該当するか、申請（届出含む、以下同じ。）に必要な書類が添付され正しく記載されていること及び手数料の納付（手数料が

不要となる申請を除く）があったことを確認（収入印紙が農林水産省輸出・国際局規制対策グループ（以下「事業担当課」という。）の担当職員（以下「監督職員」という。）に郵送されたことを確認）した。申請内容・書類について要綱3（2）に基づき、申請日の翌日以降、5営業日以内に確認を完了させた（申請内容の確認に時間を要した案件等を除く。）また、申請内容に不備・書類の不足等ある場合は申請者にその旨の連絡を速やかに行い、修正等をさせた。申請は最大50件程度（1件6時間程度の審査）を当初想定としたが、事業期間内の申請対応数は合計35件（新規申請13件、変更承認申請22件、廃止届0件、2024年度からの対応継続案件を含む）であった。

② 漁船登録申請への対応

「中華人民共和国向け輸出水産食品を取り扱う冷凍又は冷蔵機能（電力を有するものに限る）を有する漁船の登録手続について（令和5年1月17日付4輸国第4642号輸出・国際局長通知）」（以下「通知」という。）に基づき中国向け政府推薦品目を取扱う漁船からの申請について、監督職員からの依頼に基づき、事前審査を行う体制を構築した。申請は当初最大10件程度（1件12時間程度の審査）を想定としたが、事業期間内に漁船に関する申請はなかった。

③ 問合せ対応

上記①及び②に係る中国向け政府推薦品目を取扱う施設及び漁船の登録方法、申請資料に係る問合せ等について要綱及び管理規定関連情報を踏まえ、専用の電話及びメール窓口を設置して対応した。事業期間中の指定品目についての問合せ対応件数は以下の通りであった。

政府推薦品目に関する問合せ件数（2025年4月1日～2026年3月25日までの速報値）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	11	6	10	9	7	8	2	6	9	4	5	2	79

（2）リストの整理、更新、とりまとめ及び事業担当課への送付

中国へ登録申請した施設・漁船情報（既登録施設・漁船を含む）について、申請情報（カテゴリー及び製品コード含む）及び中国における登録情報（カテゴリー及び製品コード含む。）の整理・更新・とりまとめを実施した。当該整理・更新・とりまとめは月に1度実施し、中国当局提出以降に生じた変更申請等の内容も含めて整理した。

（3）政府推薦品目以外の登録方法についての問合せ対応

管理規定関係情報を踏まえた上で、中国向けに政府推薦品目以外を取扱う施設について、下記（4）のリーフレットを元に、施設からの登録方法に係る問合せ対応を専用の電話及びメール窓口（（1）③と同じ）を設置して実施した。事業期間中の指定品目以外及び品目不明な問合せ件数は以下の通りであった。なお、技術的なトラブル等に関する問合せのうち中国税関へ確認を要する内容については、監督職員と相談の上中国税関ホットラインを用いて中国税関に直接照会対応（中国語）可能な体制を整備したが、事業期間内に中国税関に直接照会を行う事例はなかった。

政府推薦品目以外及び品目不明な問合せ件数（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 25 日までの速報値）

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
件数	51	34	36	52	62	81	82	30	41	30	27	23	549

（４）リーフレットの更新

「管理規定関係情報」を踏まえた上で（当該関係文書に日本語訳がない場合も受託者自ら翻訳等行い理解した上で）、最新情報を踏まえ以下のリーフレットを更新した。作成したリーフレットを添付資料 2、添付資料 3 として提出する。

①中国向け輸出食品の製造等企業登録について(2025 年度版)リーフレット

(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2.html> に掲載)

②「国際貿易シングルウインドウ」の登録方法のマニュアル

(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html> に掲載)

（５）事業報告書の作成

本事業において実施した内容は上記（１）から（４）に記した通りである。（１）及び（３）にて対応した問合せのうち、主な内容は次の通りであった。

主な問合せ内容と件数及び推定される原因

主な問合せ内容	件数	推定される原因
シングルウインドウ操作登録方法及び添付書類について	104 件	システム仕様が変更され、多くの品目で個別製品情報の登録が不要となったこと
差し戻し及び修正について	48 件	ライセンス番号と Registration No. の不一致、入力内容の理解不足
法定代表者変更について	22 件	登録から年数が経過したため 「廃止→新規登録」の手続きが必要であることの認識不足
アカウント作成及びログイン関連	44 件	初回ログイン時の Registration No. 入力ルール変更、アカウントの重複の発覚など
HS/CIQ コード関連	35 件	中国側判断が必須であり、日本側では確定できないことに関する相談、中国側でのコード運用の変更
その他	375 件	－

５．事業の結果

本事業の実施により、中国向け農林水産物・食品の企業登録に関する事前審査、資料のとりまと

め及び問合せ対応を通じて、輸出事業者の適切な手続実施を支援することができた。政府推薦品目に係る申請件数は当初想定よりやや少なかったものの、管理規定及び関連資料に基づく審査体制を維持し、申請内容の確認、不備対応を適切に実施したことで、登録手続の確実性を担保することができた。

一方、政府推薦品目以外の登録方法に関する問合せ件数は引き続き多く、依然として幅広い事業者が制度理解やシングルウィンドウ操作に不明点を抱えている状況が確認された。問合せの内容は、登録操作、差し戻し対応、法定代表者変更、HS/CIQ コードに関する問い合わせが中心であったが、2025 年 8 月のシングルウィンドウシステム的大幅なアップデートによってさらに混乱が拡大した。制度運用に関する事業者の実務的支援が引き続き求められている。

また、制度開始から 5 年目となり、既登録施設における代表者変更や製品追加等の手続ニーズが増加しており、2026 年末には最初の登録事業者が有効期限を迎えることから、今後の更新を見据えた対応体制の整備が必要であることが明らかとなった。加えて、中国側において管理規定の改正令（海関総署令 280 号）が公告されており、2026 年 6 月より制度変更が想定されることから、最新情報の把握と迅速な周知が今後の重要な課題となる。

リーフレットおよびシングルウィンドウ操作マニュアルについては、システムアップデート後の最新の画面情報を反映した更新を行った。今後、事業者の自己完結的な手続の促進に寄与することを願う。これらの資料が多くの実務者に活用されれば、問合せ負担の軽減にも一定の効果が期待できる。

以上より、本事業は、事前審査の適正な実施、事業者への実務的支援、最新情報の提供を通じて、中国向け食品輸出における企業登録手続の円滑化に貢献したと評価できる。今後は、変更・延長申請および制度改正への対応を視野に、さらなる情報提供体制の強化が求められる。

添付資料2

中国向け輸出食品の 製造等企業登録について

中国政府は、2022年1月1日、中国に輸入される食品の製造等を行った企業の登録を求める「輸入食品海外製造企業登録管理規定」（税関総署令第248号、以下「新規定」という）を施行しました。これにより中国へ食品を輸出するためには、製造等を行った企業の登録が必要となりました。

品目による登録方法の違い

新規定では**特定の品目（7条品目）**については製造等を行った企業を日本政府が中国政府に登録することが求められています。

特定品目（7条品目）以外の品目（9条品目）については、企業自らが中国政府に登録することが求められています。

7条品目

日本政府による中国政府への登録

9条品目

企業自らシングルウィンドウにて登録

1. 登録手続きが必要な企業

中国向けに食品を最終製造・加工又は最終貯蔵・保管する施設（企業）（食品添加物、包装材などの食品関連製品の製造、加工、貯蔵企業は除く）

2. 日本政府による中国政府への推薦が必要とされている品目（7条品目）

◆◆◆ 新規定に政府推薦が必要として記載されている品目 ◆◆◆		
肉及び肉製品	ケーシング（腸衣）	水産物
乳 製品	ツバメの巣及びツバメの巣製品	ミツバチ製品
卵及び卵製品	食用油脂及び搾油原料	餡入り小麦粉製品
食用穀類	穀類製粉工業製品及び麦芽	生鮮及び乾燥野菜並びに乾燥豆類
調味料	堅果及び種子類	ドライフルーツ
未焙煎の珈琲豆及びカカオ豆	特別用途食品	保健食品

具体的には中国輸入申告時のHS・CIQコード13桁が国際貿易シングルウィンド検索（Product type enquiry）において、輸出国政府推薦が必要とされている農林水産物・食品

3. 企業自ら中国政府への推薦が必要とされている品目（9条品目）

上記2以外の食品

4. 「7条品目」の確認方法

新規定7条に規定される品目は、**10桁のHS code及び3桁のCIQ code**で構成される製品品目で分類されます。

分類は国際貿易シングルウィンドウ（<https://cifer.singlewindow.cn>）にアカウント作成・ログインすることにより、Product type enquiryで検索、確認することができます。

また、システムログイン前の画面の「Food products and the categories」からも検索が可能です。

シングルウィンドウのメインメニュー**Product type enquiry**をクリックし、Screening conditionsにHS code、Product name、CIQ code等を入力して品目を検索します。

Officially recommended registrationの欄が**Yes**となっているものが政府による推薦が必要な品目(7条品目)です。

Noとなっている品目については9条品目ですので、企業自らシングルウィンドウへの登録を行い、中国当局の承認を受けてください。

中国国际贸易单一窗口 | China Import Food Enterprise Registration

Query Condition

HS code: Product name: CIQ code:

Product range:

*If the HS/CIQ code of relevant product is not found, your product does not need to apply for overseas enterprise registration in this system at present.

Order ...	HS code	Product name	CIQ code	CIQ name	Product range	Product category	Officially r...	Remarks
1	0201100010	Fresh or chilled meat of carcasses and half-carasses of endangered wild bovine animals	102	Fresh or chilled meat of carcasses and half-carasses of endangered wild bovine animals (chilled)	Meat and meat products	Beef products	Yes	-
2	0201100010	Fresh or chilled meat of carcasses and half-carasses of endangered wild bovine animals	101	Fresh or chilled meat of carcasses and half-carasses of endangered wild bovine animals (fresh)	Meat and meat products	Beef products	Yes	-
3	0201100090	Other fresh or chilled meat of carcasses and half-carasses of bovine animals	101	Other fresh or chilled meat of carcasses and half-carasses of bovine animals (fresh)	Meat and meat products	Beef products	Yes	-
4	0201100090	Other fresh or chilled meat of carcasses and half-carasses of bovine animals	102	Other fresh or chilled meat of carcasses and half-carasses of bovine animals (chilled)	Meat and meat products	Beef products	Yes	-
5	0201100090	Other fresh or chilled meat of carcasses and half-carasses of bovine animals	103	Other fresh or chilled meat of carcasses and half-carasses of bovine animals (chilled) (less than 30 months of age)	Meat and meat products	Beef products	Yes	-
6	0201200010	Fresh or chilled meat of endangered wild bovine animals with bone in (chilled)	102	Fresh or chilled meat of endangered wild bovine animals with bone in (chilled)	Meat and meat products	Beef products	Yes	-
7	0201200010	Fresh or chilled meat of endangered wild bovine animals with bone in (fresh)	101	Fresh or chilled meat of endangered wild bovine animals with bone in (fresh)	Meat and meat products	Beef products	Yes	-
8	0201200010	Other fresh or chilled meat of bovine animals with bone in (chilled) (less than 30 months of age)	103	Other fresh or chilled meat of bovine animals with bone in (chilled) (less than 30 months of age)	Meat and meat products	Beef products	Yes	-
9	0201200090	Other fresh or chilled meat of bovine animals with bone in (fresh)	101	Other fresh or chilled meat of bovine animals with bone in (fresh)	Meat and meat products	Beef products	Yes	-
10	0201200090	Other fresh or chilled meat of bovine animals with bone in (chilled)	102	Other fresh or chilled meat of bovine animals with bone in (chilled)	Meat and meat products	Beef products	Yes	-

Showing 1 to 10 of 5270 rows rows per page

ここで確認します

※中国当局は登録を求める品目のリストを追加、更新、変更しているので、中国向けの輸出食品を製造している皆様は自らが取扱う品目の推薦の可否を適宜確認するようにしてください。

7条品目 (※)

(※) 「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく中国向け輸出水産食品、動植物検疫協議未合意及び放射性物資規制により輸出が出来ない農林水産物・食品を除く。

4-1. 「7条品目」の申請に必要な資料等

① 次のいずれかの書類

- ◎ 食品衛生法に基づく営業許可証
- ◎ 食品衛生法に基づく営業届出を行ったことを示す書類
(食品衛生申請等システム上の営業届出情報閲覧画面の印刷)
- ◎ 条例に基づく営業許可証 (有効なものに限る)
- ◎ 条例に基づく届出書の写し

② 食品衛生監視票の写し

- ◎ 許可業種は有効期間の1年前からのものに限る
- ◎ 届出業種は直近の監視の際に交付されたものに限る

③ 登録手数料

- ◎ 10,400円分の収入印紙を要綱 別添 (別紙様式 1-1 関連) に貼付したもの

④ 別紙様式1-1の申請書及び要綱別紙 (別紙様式 1-1 関連)

以下のHPリンクに記載の別紙様式1~5(WORD)をご利用ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china

⑤ 別紙様式 6

以下のHPリンクに記載の別紙様式 6 を利用・入力し添付してください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china

⑥ 新規定ガイダンス附件4 (下記ア～ウの書類)

- ア) 附件4の書類 (申請カテゴリーに対応する様式(中文) (外部リンク: 中国語) を利用すること
全て英文にて企業(施設)名称、企業(施設)所在地、記入日及び適合性の判定欄を記入する
(登録コード及び「主管当局の確認」列を除く) (word形式)
- イ) 附件4の添付資料 (英文)
- ウ) 附件4の添付資料の目録 (日英)

以下のHPに記載の新規定ガイダンス附件 4 * をご参照ください。※2025年3月現在、附件 4 のファイルがHPに掲載されておりません。入手ご希望の方はお問合せ窓口までお問い合わせください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china

⑦ シングルウインドウ入力情報

シングルウインドウへの入力方法は以下のURLをご覧ください。「中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る企業自ら中国政府に登録が求められる品目の登録方法について」

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html>

7条品目

日本政府による中国政府への登録

4-2. 「7条品目」手続きの流れ

申請は「中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱」に基づいて農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を通じて申請を行ってください。



①申請に必要な資料を添付してeMAFFを通じて申請してください。

②審査適格確認後、収入印紙を郵送してください。

③農林水産省にて提出された資料を基に要件に適しているか審査し、問題がない施設に対し認定番号を付与します。

④申請者は付与された認定番号をLocated Country (Region) Register Numberとしてシングルウィンドウのアカウントを作成し、申請情報を登録します。

⑤シングルウィンドウに登録された情報を農林水産省が確認、資料等を添付して中国政府へ提出し、施設登録を要請します。（概ね1カ月毎に実施）

⑥中国当局による審査を経て施設の登録が完了するとChina registration No.が付与されます。

◆◇◆下記サイトに詳しい情報が掲載されていますのでご参照ください◆◇◆

◎中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る農林水産省における登録申請受付等について
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2.html>

◎新規定ガイダンス（仮訳）
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2-1.html>

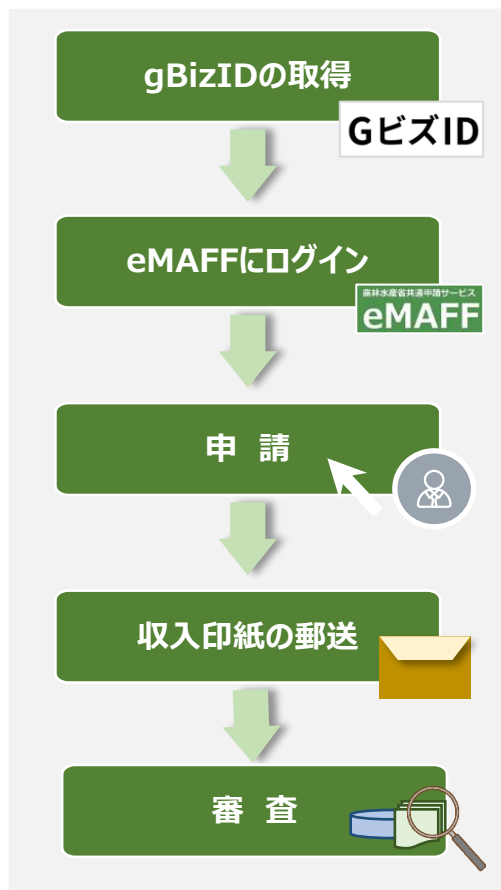
◎中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る企業自ら中国政府に登録が求められる品目の登録方法について
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html>

◎アジア | 証明書や施設認定の申請 輸出農林水産物・食品（製造等企業登録）
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china

7条品目

日本政府による中国政府への登録

4-3. eMAFFによる申請の流れ



- ① eMAFFでのアカウントの取得
eMAFFを利用する為には認証システム（gBizID）の登録が必要です。下記のgBizID（ジービズアイディー）ウェブサイトに掲載されているマニュアルを参考に**gBizIDプライム**を取得してください。
※今回必要なアカウントの種類は「**プライム**」です。
- ② 取得したgBizIDでログインします。初回ログイン時に、利用規約に合意していただく必要があります。
- ③ 操作マニュアルを参照の上、申請を行ってください。
◆ 操作マニュアル：農林水産省共通申請サービス | eMAFF
- ④ 要綱別添（別紙様式 1 関連）に貼り付けたものを送付してください。
- ⑤ 申請に関する各種通知は、電子メールで申請者のメールアドレス宛に送信されます。
各種通知については、操作マニュアルをご覧ください。

マニュアル
掲載先

G Biz ID

<https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>

eMAFF

<https://e.maff.go.jp/Manual>

◎施設の設置者又は管理者である営業者（営業許可証の氏名又は届出所の氏名に一致）が当該許可を受けた、又は届出した施設と対応している施設を申請できます。
当該営業者（代表者）においてgBizIDプライムを取得し申請してください。

◎実際に作業される担当者がgBizIDプライムを取得した営業者（代表者）と異なる場合、担当者gBizIDプライムのマイページ内で作成するgBizIDメンバーIDを取得する必要があります。

◎行政書士等の申請代行者に申請を委任することもできます。代理申請について、詳しくは申請者用マニュアルをご覧ください。

4-4. シングルウィンドウへの登録

農林水産省へ申請後、農林水産省にて提出された資料を基に要件に適しているか審査され、問題が無ければ施設に対し認定番号が付与されます。

申請者は付与された認定番号をLocated Country (Region) Register Numberとしてシングルウィンドウのアカウントを作成し、申請情報を登録します。

シングルウィンドウに登録された情報を農林水産省が確認の上、資料等を添付して中国政府へ提出し、施設の登録を要請します。（概ね1カ月毎に実施）

- ◎「中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る企業自ら中国政府に登録が求められる品目の登録方法」についての詳細はこちらから↓↓↓

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html>

※中国向け輸出一次食用農産物の施設の認定手続きにつきましては、要綱の「中国向け一次食用農産物の施設の認定手続等」を参照ください。

9条品目

企業自らシングルウィンドウにて登録

5. 9条品目の登録の流れ

企業自ら中国政府に登録が求められる品目(9条品目)については、企業が直接、中華人民共和国輸入食品海外製造企業登録管理システム（国際貿易シングルウィンドウ）（以下、「シングルウィンドウ」という。）へ登録申請を行います。

（農林水産省への申請は不要です。）



①アカウントを作成します。

②取得したアカウントでログインし、必要な情報を登録します。

③情報の登録及び必要書類を添付し申請します。

④中国政府（税関）による審査が行われます。

⑤登録番号が付与されます。

◆ 申請はすべて「シングルウィンドウ」のWebシステムで実施します。

アドレス		https://cifer.singlewindow.cn
使用言語		英語・中国語
ブラウザ		Google chrome・Microsoft Edge を推奨 ※Internet Explorer では正しく作動しない可能性があります。
添付ファイル	形式	*.jpg *.jpeg* .gif*.png* .bmp* .pdf
	サイズ	4MBまで

◎ 中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る企業自ら中国政府に登録が求められる品目の登録方法の詳細はこちら ↓↓↓

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html>

お問合せ窓口

農林水産省では新規定への対応のため、
専用窓口を設け、食品事業者の皆様の申請手続きに対応いたします。

中国向け輸出食品の製造等企業登録 「シングルウィンドウ」に関するお問い合わせ

専用窓口(委託先)：一般財団法人新日本検定協会 食品営業グループ

メールアドレス：sk-exportfd@shinken.or.jp

電話番号：045-534-7392

受付時間 (土日祝日・年末年始を除く)	AM 9:00 ~ 12:00 PM 13:00 ~ 17:00
------------------------	-------------------------------------

eMAFFの使用方法・操作に関するお問い合わせ

Webフォーム、メール、お電話で共通申請サービスのシステムに関するお問合せをすることができます。なお、申請内容などに関するお問合せについては、申請者用マニュアル第2.08版 5.4 申請に関するお問合せをする P144をご覧ください。

＜農林水産省共通申請サービス問合せ窓口＞

メールアドレス：system-helpdesk@emmaff-ks.jp

電話番号：0570-550-410 (ナビダイヤル)

受付時間 (土日祝日・年末年始を除く)	9:30~17:30
------------------------	------------

※お電話の場合、通話料はお客様負担となります。

■ 中国輸入食品海外製造企業登録管理システム ■

「国際貿易シングルウィンドウ」 登録マニュアル

■ 目次

1.はじめに	2
2.アカウント作成	3
3.ログイン	4
4.「Registration Number」の登録方法	5
5.新規の登録申請	6
6.登録申請の例（例：Soy sauce（醤油））	7
6-1. Declaration information	8
6-2. Basic information	9
6-2-1. ②Name of the registration and approval competent authority of the country or region	10
6-2-2. ⑬ Production typeで「Storage」を選択した場合	10
6-2-3. ⑭ Whether relevant system certifications have been obtained? ..	11
6-3. Production-related information	12
6-4. Attachment information	13
6-5. 登録申請後の進捗確認方法	14
7.変更・追加申請	15
8.よくある質問	16
9.お問い合わせ窓口	17

1. はじめに

中国政府は、2022 年 1 月 1 日より、中国に輸入される食品の製造等を行った企業の登録を求める「輸入食品海外製造企業登録管理規定」（税関総署令第 248 号）（以下、「新規定」という）を施行しました。これにより、中国へ食品を輸出するためには、製造等を行った企業の登録が必要です。

ここでは企業自ら中国政府に登録が求められる品目について、中華人民共和国輸入食品海外製造企業登録管理システム（国際貿易シングルウィンドウ）（以下、「シングルウィンドウ」という）への登録申請方法について説明します。

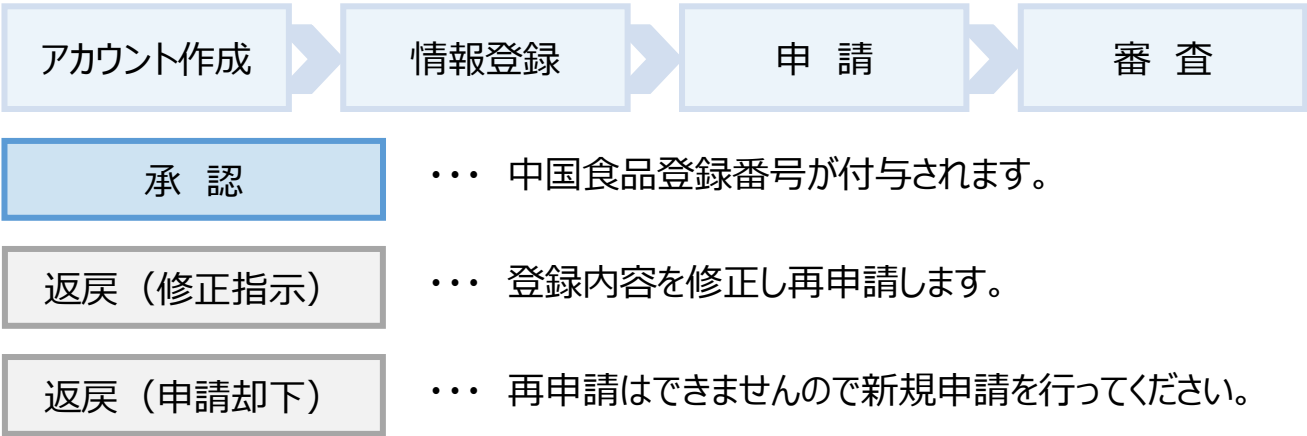
※画面や仕様は2026年3月時点のものです。システムは予告なく頻繁にupdate をされており、今後も更新、変更、機能追加されることが予想されますのでご了承ください。

申請にあたって

申請はすべて「シングルウィンドウ」のWebシステムで実施します。

アドレス		https://cifer.singlewindow.cn
使用言語		英語・中国語
ブラウザ		Google chrome・Microsoft Edge を推奨 ※Internet Explorer では正しく作動しない可能性があります。
添付ファイル	形式	*.jpg *.jpeg* .gif*.png* .bmp* .pdf
	サイズ	4MBまで

申請の流れ



2. アカウント作成

<https://cifer.singlewindow.cn>



右上の【簡体中文 / English】で表示する言語を中国語か英語のどちらかを選択します。
ここで選択した言語で、これ以降のページの表示言語が決定します。

※ブラウザの設定で日本語表示にすると、正確な意味表示ができない場合があるので注意。

Create accountをクリックして、アカウント作成を開始します。

アカウント作成画面

「*」は必須項目です。
「User name」は、忘れると確認方法はありません（パスワードは再設定可能）

① *User Name		① Login時に使用するアカウントの名称
② *Password		② Login時に使用するパスワード
③ *Re-enter Password		③ パスワード（確認用）
④ *Country/Region	Please select a Country(Region) ▼	④ JPN- 日本を選択
⑤ *Organisation Name		⑤ 企業名 ※
Department		※ ⑤企業名、⑧企業住所は産地証明書と一致させてください。
Job title		
⑥ *Contact		
⑦ *Contact Number		⑦ 電話番号（国際表記）
Contact Fax		「045-xxxx-xxxx」→「+81-45-xxxx-xxxx」
Mobile Number(+86)		「0」は省略され、国コードの後に、直接市外局番が続きます。
⑧ *Address		⑧ 企業住所 ※
⑨ *E-mail		⑨ アカウント作成時にVerification codeを受信
⑩ *Image CAPTCHA		⑩ 右隣の画像で表示された4桁を入力。ここでは「M77P」
⑪ *E-mail Verification Code	Send email verification code	⑪ Send email verification code をクリック。
Notes		⑨で登録したアドレスへVerification codeが送信されるので、メールに届いたcodeを入力。

☐ **CLICK!** I read and agree to CGAC's [《Terms of Service》](#) & [《Privacy Policy》](#)

利用規約とプライバシーポリシーを読んで同意（チェック）。

[Back](#)

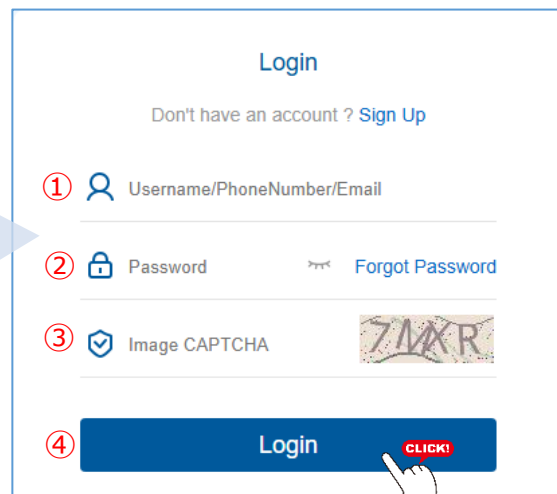
Register now

すべての項目の入力が終わったら**Register Now**をクリック。

以上でアカウント作成が完了です。

3. ログイン

アカウント作成が完了したら、再度トップ画面を開きます。



- アカウント作成時に設定した
- ① アカウント名称を入力します。
 - ② パスワードを入力します。
 - ③ 右隣の画像を読み取り4桁を入力します。
 - ④ Loginをクリックします。

シングルウィンドウホーム画面が表示されます。

中国国际贸易单一窗口
China International Trade Single Window

China Import Food Enterprise Registration

China Import Food Enterprise Registration

① Application for registration

② Application for modification

③ Application for extension

④ Application for cancellation

⑤ Notification

⑥ Reinspection

⑦ Rectification

⑧ Comprehensive enquiry <

⑨ Account certification

⑩ Product type enquiry

⑪ Operation manual

⑫ FAQ

⑬ Contact us

⑭ Version Description

Home

① 新規の登録申請

② 変更申請

③ 延長申請

④ 取消申請

⑤ 輸入の一時停止/再開/取り消し/削除通知など、税関による通知情報が表示されます。

⑥ 再審査が必要な場合税関から連絡が来ます。追加資料の提出を求められる場合があります。

⑦ 改正が必要な場合は税関から連絡が来ます。改正資料の提出を求められる場合があります。

⑧ 総合検索 クリックするとサブメニューが表示されます。

⑨ 企業自ら登録が求められる品目（政府推薦が必要ない品目）の登録においては使用しません。

⑩ HS/CIQコードの検索

⑪ 公式操作マニュアル※ Login時に選択した言語のマニュアルが閲覧できます。

⑫ よくある質問

⑬ 問い合わせ ※シングルウィンドウに関する問い合わせを行う窓口の E-mailアドレスが表示されます。

⑭ バージョンの更新履歴が表示されます。

eport_zixun@customs.gov.cn

メニューバー

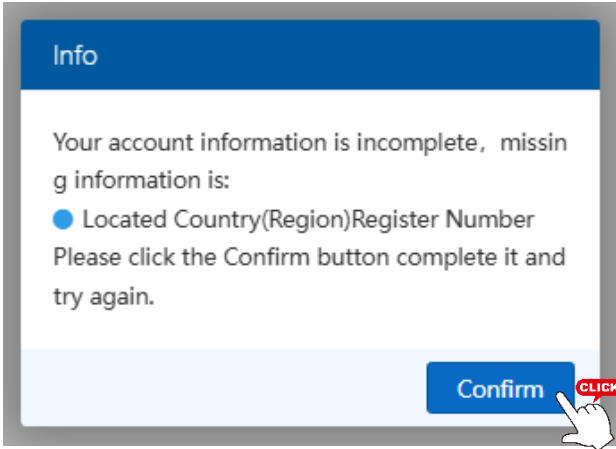
4. 「Registration Number」の登録方法



Registration Number(＊)の登録は1回のみです。
修正、変更はできません。

＊ 営業許可証等登録企業を一意に識別できる番号

①メニューバーのいずれかをクリックします。



②メッセージが出たらConfirmをクリックします。



- ◆ 同一登録番号で、複数のアカウントを作成することはできません。
- ◆ 基本情報登録P9の⑩で営業許可証等、企業を証明する文書の添付が必要になります。Registration Numberと一致していることが必須です。

③登録画面が表示されるので「Registration Number」に登録番号を入力します。

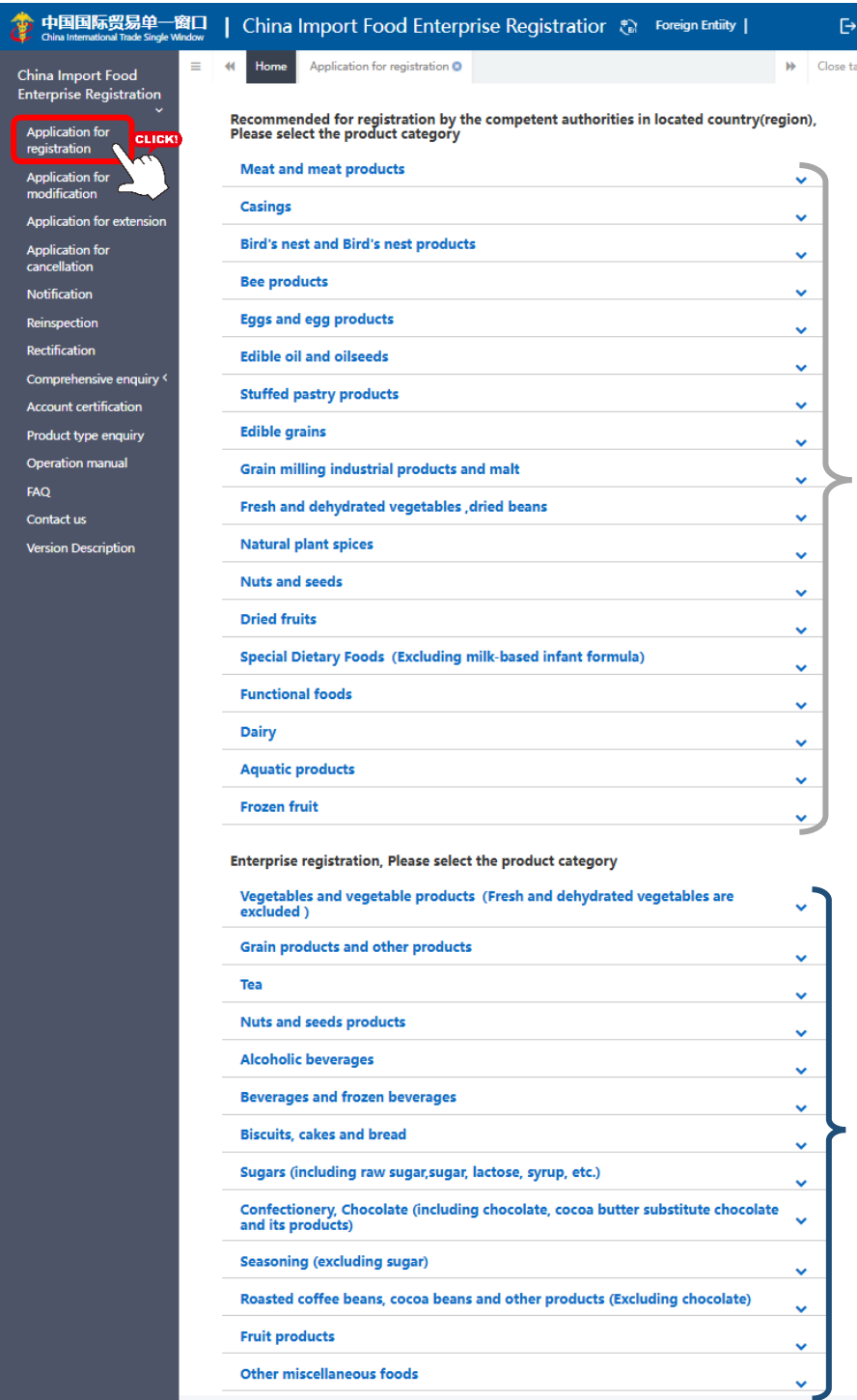
用户名(Username):	Test Name	 アカウント登録で 入力した情報が 表示されます。
企业名称(Enterprise name):	TEST Co., LTD.	
所在国家/地区 (Country/Area):	日本-Japan	
所在国家（地区）食品安全主管当局批准食品生产的注册编号(Registration number for food production approval issued by the competent food safety authority in the country/region of origin):		

④提交(commit)をクリックします。



5. 新規の登録申請

Application for registration をクリックし、申請する Product category を選択します。



上部のCategoryは、農水省等の推薦が必要な商品カテゴリ（新規定7条の指定品目）です。企業自らの登録では選択ができません。

※どちらの申請でも
HSコード + CIQコード(13桁)が必要です。

企業自ら登録する品目（新規定9条の品目）は下部のカテゴリから申請する商品の Product category を選択します。

※Product category は商品の HSコード + CIQコードの13桁のコードで決定されます。中国輸入者を通じて、中国海関へ確認するなどして、登録する商品のHSコード（10桁）と、CIQコード（3桁）を、あらかじめ把握した上で登録をしてください。メニューの Product type enquiry で、HS コード、CIQ コードから検索することもできます。また、システムログイン前のトップ画面にある「Food products and the categories」からも検索が可能です。

6. 登録申請の例（例：Soy sauce（醤油））



必須項目が異なる等、Product category毎に登録内容が異なります。

ここでは例として醤油(Soy sauce)を挙げます。

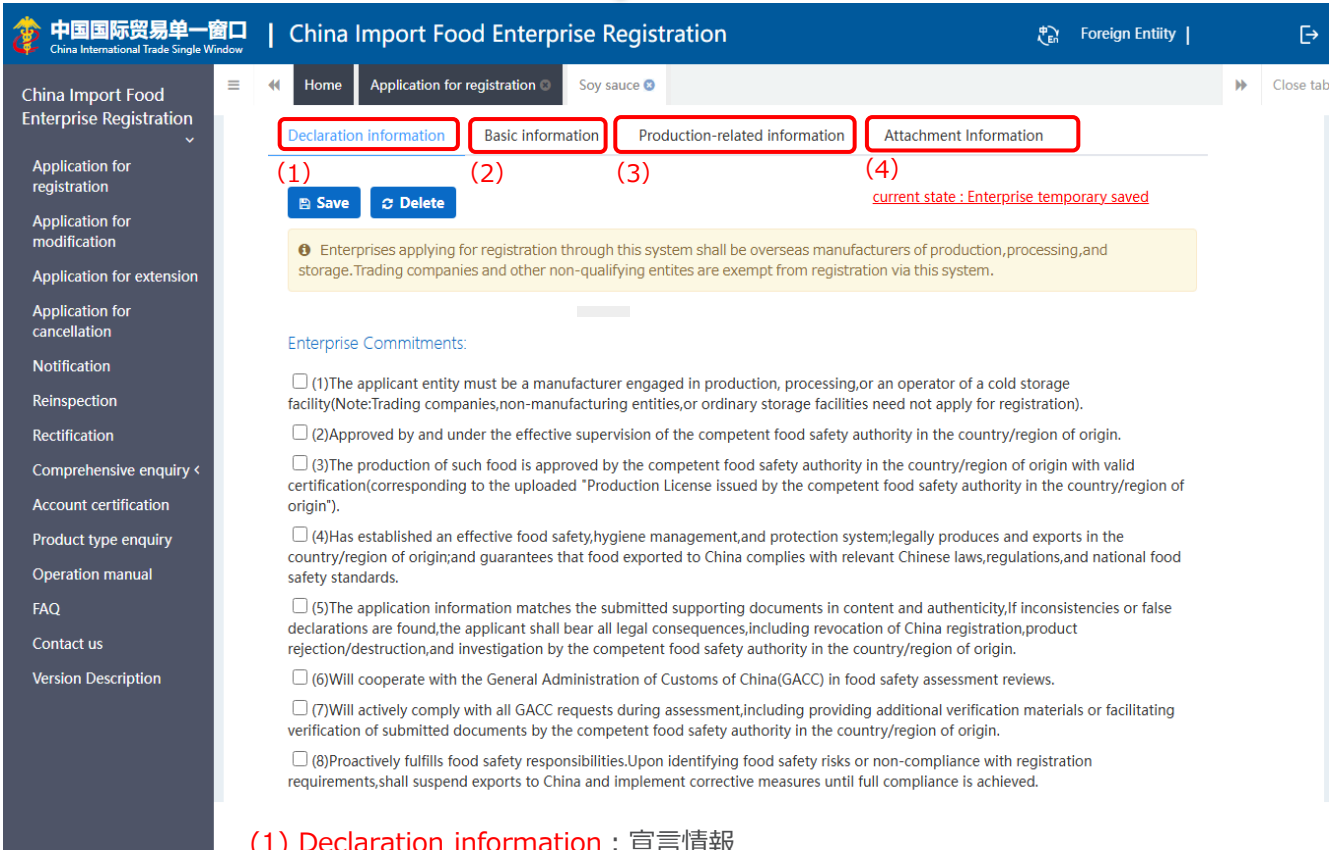
Categoryから順に選択していきます。

①Seasoning (excluding sugar)をクリックします。

②Soy sauceのアイコンをクリックします。



Soy sauceのアプリケーションフォームが開きます。



(1) Declaration information : 宣言情報

(2) Basic information : 基本情報 企業の情報を入力する。

(3) Production-related information : 生産関連情報 商品に関連する情報を入力・添付する。

(4) Attachment information : 添付したファイルの情報をまとめたページ。

6-1. (1) Declaration information

企業登録管理規定の要件に適合することを誓約する企業の声明にチェックを入れます。

中国国际贸易单一窗口

China International Trade Single Window

China Import Food Enterprise Registration

Foreign Entity

HomeApplication for registrationSoy sauce

Declaration informationBasic informationProduction-related informationAttachment Information

SaveDelete

current state : Enterprise temporary saved

Enterprises applying for registration through this system shall be overseas manufacturers of production,processing,and storage.Trading companies and other non-qualifying entites are exempt from registration via this system.

Enterprise Commitments:

☒

(1)The applicant entity must be a manufacturer engaged in production, processing,or an operator of a cold storage facility(Note:Trading companies,non-manufacturing entites,or ordinary storage facilities need not apply for registration).

☒

(2)Approved by and under the effective supervision of the competent food safety authority in the country/region of origin.

☒

(3)The production of such food is approved by the competent food safety authority in the country/region of origin with valid certification(corresponding to the uploaded "Production License issued by the competent food safety authority in the country/region of origin").

☒

(4)Has established an effective food safety,hygiene management,and protection system;legally produces and exports in the country/region of origin;and guarantees that food exported to China complies with relevant Chinese laws,regulations,and national food safety standards.

☒

(5)The application information matches the submitted supporting documents in content and authenticity.If inconsistencies or false declarations are found,the applicant shall bear all legal consequences,including revocation of China registration,product rejection/destruction,and investigation by the competent food safety authority in the country/region of origin.

☒

(6)Will cooperate with the General Administration of Customs of China(GACC) in food safety assessment reviews.

☒

(7)Will actively comply with all GACC requests during assessment,including providing additional verification materials or facilitating verification of submitted documents by the competent food safety authority in the country/region of origin.

☒

(8)Proactively fulfills food safety responsibilities.Upon identifying food safety risks or non-compliance with registration requirements,shall suspend exports to China and implement corrective measures until full compliance is achieved.

Next page

CLICK!

全てにチェックを入れたら **Next page** が表示されるのでクリック

Info

Please confirm all the committed matters first.

Confirm

!

チェックをしないまま別タブをクリックした場合、左のエラーメッセージが出ます。

6-2. (2) Basic information

基本情報 企業の情報等を入力します。「*」は必須項目です。

中国国际贸易单一窗口

China Import Food Enterprise Registration

Home

Application for registration

Soy sauce

Declaration information

Basic information

Production-related information

Attachment information

途中で中断する場合はSaveで保存します。
削除する場合はDeleteをクリックします。

Save

Delete

Enterprises applying for registration through this system shall be overseas manufacturers of production, processing, and storage. Trading companies and other non-qualifying entities are exempt from registration via this system.

Basic information of the manufacturer

*Country (Region)

日本-Japan

*Registration number for food production approval issued by the competent food safety authority in the country/region of origin

010405010561-11

*Manufacturer name

TEST Co., Ltd. ①

Registration number (In China)

Registration date (In China)

Registration expiration date (In China)

*Name of the registration and approval competent authority of the country or region

②

Other name of the registration and approval competent authority of the country or region

*State/Province/Territory

③

*Street address of manufacturing facility

④

*Annual capacity of actual production/processing (tons/year)

⑤

*Legal representative - Name

⑥

*Contact person - Name

Test Name ⑦

*Contact person - Telephone number

⑧

*Contact person - E-Mail address

test@xxxx.or.jp ⑨

Contact person within China

⑩

Contact person within China-phone number

⑪

Contact person within China-email address

⑫

⑬ ☐ Production ☐ Processing ☐ Storage

Number of storage facilities(unit)

Capacity of storage facilities (cubic meters)

⑭ Whether relevant system certifications have been obtained?

☐ Yes ☐ No

Fill in this item when selecting Storage as the Production type

Remarks

入力フィールドがグレーになっている部分は編集できません。

⑮ *Production Licensed issued by the competent food safety authority in the country/region or origin

Upload attachments

CLICK

Previous page

Next page

CLICK

*①企業名（アカウント情報から引用され自動表示）

*②所在国（地域）の登録及び承認機関の名称 → [詳細は10ページ](#)

*③州、省、所属地

*④製造施設住所（※産地証明書と一致させてください）

*⑤年間実生産量/処理量（トン/年）

*⑥法定代表者名

*⑦担当者名（アカウント情報から引用され自動表示）

*⑧担当者電話番号

*⑨担当者e-mail（アカウント情報から引用され自動表示）

⑩中国国内の担当者名

⑪中国国内の担当者電話番号

⑫中国国内の担当者e-mail

*⑬分類（製造、加工、貯蔵） → [詳細は10ページ](#)

⑭関連するシステム認証取得の有無 → [詳細は11ページ](#)

*⑮国（地域）の管轄当局が発行した生産許可証の添付

⑮のUpload attachmentsをクリックするとポップアップ画面が表示されます。

Upload attachments

Tips:*.jpg|.jpeg|.gif|.png|.bmp*.pdf files can be uploaded. The size of single file cannot exceed 4MB.

Order ...	Attachment type	Required	Attachment name	Actions
1	Licensed production certificate issued by the competent authority of the country (region)	Yes	-	Add file CLICK

Close

Save

CLICK

+Add fileボタンをクリックしファイルを選択します。
Saveをクリックし、ファイルを upload します。
日本の当局が発行した営業許可証等の企業の証明文書を添付します。
英語か中国語訳を作成して一緒に添付してください。
ここでは、Registration Numberとの一致が求められています。
一致しない場合は Located Country (Region) Register Number（所在 国登録番号が付与されたこと）を証する書類を追加でアップロードすることが求められています。

ファイルのuploadが完了したら、Saveをクリックし保存します。

9

6-2-1. ② Name of the registration and approval competent authority of the country or region

所在国（地域）の登録及び承認機関の名称を入力します。

*Name of the registration and approval competent authority of the country or region

Other name of the registration and approval competent authority of the country or region

選択する

*Name of the registration and approval competent authority of the country or region

others999-others

入力フィールドがグレーから白になり、入力可能となります。
（必須項目）

*Name of the registration and approval competent authority of the country or region

others

*Other name of the registration and approval competent authority of the country or region

6-2-2 ⑬ Production typeで「Storage」選択した場合

「Storage」を選択すると、右横の2項目の入力フィールドが白になり、入力必須となります。

*Production type

☐ Production

☐ Processing

☒ Storage

*Number of storage facilities(unit)

Please fill in Number of storage facilities(uni

*Capacity of storage facilities (cubic meters)

Please fill in Capacity of storage facilities (cu

- *Number of storage facilities(unit)→貯蔵施設数（台）
- *Capacity of storage facilities (cubic meters)→貯蔵施設の容積（立方メートル）

6-2-3 ⑭ Whether relevant system certifications have been obtained?

関連するシステム認証取得の有無を入力します。

Yesをクリックすると追加項目が出ます。

Whether relevant system certifications have been obtained?	*Name of the Food Safety Management System
☒ Yes ☐ No	☐ HACCP ☐ GMP ☐ ISO ☐ FSSC ☐ SQF ☐ GHP ☐ IFS ☐ BRCGS ☐ Others
Other name of the Food Safety Management System	
Production facilities of reconstruction and extension	
Documents of the Food Safety Management System	Upload attachments

***Name of the Food Safety Management System**→採用している衛生管理マネジメントシステムを選択（必須）

Other name of the Food Safety Management System→上記で「Others」を選択すると、必須項目になります。

Documents of the Food Safety Management System→認証書類をアップロード

登録が完了したら、→**Next page**をクリックし**6-3. Production-related information**へ移動します。

6-3. (3) Production-related information

Production-related information（生産関連情報）を登録します。

6-2.の⑮と同様に**Upload attachments**ボタンをクリックし各ポップアップ画面を開き、UploadしてSaveを進めていきます。

中国国际贸易单一窗口
China International Trade Single Window

China Import Food Enterprise Registration

Foreign Entity |

China Import Food Enterprise Registration

Application for registration

Application for modification

Application for extension

Application for cancellation

Notification

Reinspection

Rectification

Comprehensive enquiry <

Account certification

Product type enquiry

Operation manual

FAQ

Contact us

Version Description

Home Application for registration Soy sauce

Declaration information Basic information Production-related information Attachment Information

Save Delete

Enterprises applying for registration through this system shall be overseas manufacturers of production,processing,and storage.Trading companies and other non-qualifying entites are exempt from registration via this system.

*Products to be registered to China

*Registered product category

Soy sauce

Production and processing situation

16 Processing flow chart Upload attachments

17 Actual Product Photos Upload attachments

18 Product Label Sample Upload attachments

19 List of Ingredients Upload attachments

20 Floor plan of the enterprise's factory, workshop, and cold storage freezer Upload attachments

21 Export Records for the last 3 times Upload attachments

22 Inspection Records from the Past 1 Year by the Competent Authorities Upload attachments

23 Other support materials Upload attachments

16 生産工程フローチャート

17 実際の製品写真

18 製品ラベルサンプル

19 原材料一覧

20 企業の工場、作業場、冷蔵冷凍庫の平面図

21 過去3回の輸出入取引履歴

22 過去1年間の管轄当局による検査記録

23 その他の資料

※Categoryが「Vegetables and vegetable products」「Grain products」「Tea」の場合

16 *Products to be registered/added to China

17 *Processing flow chart Upload attachments

18 Floor plan of the enterprise's factory, workshop, and cold storage freezer Upload attachments

19 Export Records for the last 3 times Upload attachments

20 Inspection Records from the Past 1 Year by the Competent Authorities Upload attachments

21 Other support materials Upload attachments

Previous page Next page

（例）「Grain products」

* 16「+add」をクリックすると製品登録画面が開くので、製品名称、HS/CIQコード等を入力をする

* 17 生産工程フローチャート

18 企業の工場、作業場、冷蔵冷凍庫の平面図

19 過去3回の輸出入取引履歴

20 過去1年間の管轄当局による検査記録

21 その他の資料

登録が完了したら、→**Next page**をクリックし**6-4.Attachment Information**へ移動します。

6-4. (4) Attachment information

(2) から (3) で upload した添付ファイルを一覧で確認することができます。

中国国际贸易单一窗口
China International Trade Single Window

China Import Food Enterprise Registration

Application for registration
Application for modification
Application for extension
Application for cancellation
Notification
Reinspection
Rectification
Comprehensive enquiry
Account certification
Product type enquiry
Operation manual
FAQ
Contact us
Version Description

Home Application for registration Soy sauce

Declaration information Basic information Production-related information Attachment Information

(1) (2) (3) (4)

Save Delete

current state: Enterprise temporarily saved

Enterprises applying for registration through this system shall be overseas manufacturers of production, processing, and storage. Trading companies and other non-qualifying entities are exempt from registration via this system.

Attachment information

Tips:
1. *.jpg*.jpeg*.gif*.png*.bmp*.pdf files can be uploaded. The size of single file cannot exceed 4MB.
2. Please return to the information entry page or enter the preview page to supplement the attachment.

Order No.	Attachment type	Required	Attachment name	Actions
1	Licensed production certificate issued by the competent authority of the country (region)	Yes	-	-
2	Actual Product Photos	No	-	-
3	Processing flow chart	No	-	-
4	Floor Plans of the Enterprise's Factory Premises, Workshops, or Cold Storage Facilities	No	-	-
5	Product Label Sample	No	-	-
6	List of Ingredients	No	-	-
7	Export Records for the last 3 times	No	-	-
8	Inspection Records from the Past 1 Year by the Competent Authorities	No	-	-
9	Other support materials	No	-	-
10	System Certification Documents(HACCP)	No	-	-
11	System Certification Documents(GMP)	No	-	-
12	System Certification Documents(ISO)	No	-	-
13	System Certification Documents(FSSC)	No	-	-
14	System Certification Documents(SQF)	No	-	-
15	System Certification Documents(GHP)	No	-	-
16	System Certification Documents(IFS)	No	-	-
17	System Certification Documents(BRCGS)	No	-	-
18	System Certification Documents(Other)	No	-	-

Previous page Preview Click

Previewをクリックすると(1)から(4)のページが1ページにまとめられて表示されます。

中国国际贸易单一窗口
China International Trade Single Window

China Import Food Enterprise Registration

Application for registration
Application for modification
Application for extension
Application for cancellation
Notification
Reinspection

Home Application for registration Soy sauce

Save Delete

current state: Enterprise temporarily saved

Enterprises applying for registration through this system shall be overseas manufacturers of production, processing, and storage. Trading companies and other non-qualifying entities are exempt from registration via this system.

Enterprise Commitments:
☒ (1) The applicant entity must be a manufacturer engaged in production, processing, or an operator of a cold storage facility (Note: Trading companies, non-manufacturing entities, or ordinary storage facilities need not apply for registration).
☒ (2) Approved by and under the effective supervision of the competent food safety authority in the country/region of origin.
☒ (3) The production of such food is supervised by the competent food safety authority in the country/region of origin with valid certification (corresponding to the uploaded "Production License issued

16	System Certification Documents(IFS)	No	-	-
17	System Certification Documents(BRCGS)	No	-	-
18	System Certification Documents(Other)	No	-	-

Submit Return Click

すべての登録内容を確認し、問題がなければSubmitをクリックします。

以上で申請が完了です。



※一度申請したApplicationは審査が終了するか差し戻しされるまでは編集ができません。

6-5. 登録申請後の進捗確認方法

ホーム画面のメニューバーからComprehensive enquiryを選択し、サブメニューのApplication enquiryを選択します。申請したApplication の状況を確認することができます。

中国国际贸易单一窗口

China Import Food Enterprise Registration

Application for registration

Application for modification

Application for extension

Application for cancellation

Notification

Reinspection

Rectification

Comprehensive enquiry

Application enquiry

Registered in China

Application for registration

Soy sauce

Account certification

Application enquiry

Query Condition

Application type

whole

Application time from

Application time to

Product range

Support fuzzy query, please press the spacebar

Q Inquire

Reset

Order...	Application s...	Registration ...	Application t...	Product cate...	Application t...	Application s...	Customs fee...	Institutional ...	Handle steps	UpdateTime	Actions	
1	202500000003	345684	-	2025-02-19 10:07:50	Soy sauce	Registration ap plication	Enterprise tem porary saved	View	View	Enterprise	2025-02-19 10:07:50	View

Showing 1 to 1 of 1 rows

① Registration number in China

申請が承認（Approved）されると登録番号が表示されます。登録番号はCJPNから始まる番号です。

② Application type

申請したApplicationの種類を示します。

③ Application status

現在の申請ステータスを表示します。承認されるとステータスはApprovedになります。

④ Customs feedback

差し戻しなどで中国海関からのコメントがある場合、Viewをクリックするとコメントを読むことができます。

⑤ Institutional feedback（9条品目では使用しません）

差し戻しなどで主管当局からのコメントがある場合、Viewをクリックするとコメントを読むことができます。

⑥ Handle steps

作業の状態が現在どこにあるかを示します。

⑦ Actions

ViewをクリックしApplicationを開きます。申請中は入力内容を編集することは出来ません。（閲覧のみ）

- ◆ 修正指示のコメントがある場合は、登録内容を修正し、再申請してください。
- ◆ 申請却下の場合は、再申請はできませんので、新規登録からやり直してください。

7. 変更（追加）申請の方法

メニューバーの **Application for modification** をクリックします。

Order...	Application serial number	Product category	Registration number in China	Expiration date	Actions
1	× × × × ×	× × × × ×	× × × × ×	× × × ×	Modify CLICK!

Modify をクリックすると、編集画面が表示されます。

編集方法は新規登録と同様です。

1. Basic information 基本情報の修正

修正画面はP.9で入力した情報が表示されますので、修正箇所を正しい情報に更新してください。

※アカウント名・所在国（地域）・登録番号・製造施設住所・法定代表者名は修正できません。

2. Production-related information 製造関連情報の修正

修正画面はP.12で登録した製品情報が表示されますので、修正箇所を正しい情報に更新してください。

変更申請をするとApplication form queryに **Change application** が追加され、変更が承認されるとステータスは **Approved** となり、変更申請が完了します。

 ※一度申請したApplicationは審査が終了するか差し戻されるまでは編集ができません。

Supporting Materials to modify information（変更内容を補足する資料）

Application for modification では、最後に変更内容を補足する資料の添付が必須となっています。当局の説明によると変更内容を説明することのできる資料であれば書式は問いません。変更内容の説明、理由、根拠などを説明する資料を作成し、添付してください。

8. よくある質問

質 問	回 答
どのような企業がシングルウィンドウの登録が必要ですか？	中国へ輸出する食品等を製造、加工、貯蔵する企業が対象です。食品添加物や包装材などの食品関連製品については対象外です。
ログインできません。	アカウント名、パスワード、読み取りコードがお間違えでないか再度確認してください。
ログイン後404エラーがでます。	お使いのブラウザのキャッシュをクリアするか、ブラウザをすべて閉じてからGoogle Chromで再度ログインしてください。 https://cifer.singlewindow.cn 改善されない場合はシングルウィンドウのURL（上記）を手入力してみてください。
パスワードを忘れました。	ログイン画面の左下の Forgot password からパスワードの再設定を行ってください。
登録番号とは何ですか？	営業許可証や保健所への届出番号など、行政等から与えられた工場固有の番号を使用ください。なお申請の際、番号が記載された資料の添付が必要になります。
「登録番号に対応する生産ライセンスの証明をご提供ください」と指示がありました。	Registration No.「登録番号」（ P.5 ）と添付した（ P.9 ⑤）営業許可証番号が一致しているか、ご確認ください。
アカウント作成後、新規登録をしようするとエラーメッセージがでます。	Registration Number が入力されていない場合にエラーメッセージがでます。入力方法は P.5 をご参照ください。
商品を追加登録したいです。	Application for modification から追加登録してください。 カテゴリーが変わる場合は Application for registration より登録してください。
登録状況を確認すると、waiting for～となっていました。	「審査待ち」の状態です。次に being accept by GACC「審査中」となり、承認されると「Approved」となります。差し戻しの場合は「to be corrected by Enterprise 」となりますので view をクリックし、差し戻し内容を確認してください。
HS/CIQコードがわかりません。	現地輸入者等を通じて中国側にHSコード、CIQコードをご確認ください。
7条or9条を確認する方法を教えてください。	Product type enquiry で当該HS/CIQ コードを検索することにより確認することができます。また、システムログイン前のトップ画面にある「Food products and the categories」からも検索が可能です。
承認されたか確認したいです。	P.14 をご参照ください。
シングルウィンドウへの登録有効期限はありますか？	登録有効期限は 5 年間とされています。延長申請は Application for extension より行います。
中国当局への問い合わせ先を教えてください。	Contact us において、シングルウィンドウに関する技術的な問題の問い合わせ先として eport_zixun@customs.gov.cn が公開されています。また中国海関総署のホットラインが開設されています。（中国語のみ対応、農林水産省 HP に番号掲載） https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2.htm

9. お問い合わせ窓口

農林水産省では新規定への対応のため、専用窓口を設け、食品事業者の皆様の申請手続きに対応します。

中国向け輸出食品の製造等企業登録
(シングルウィンドウ) に関する
お困り事をサポートします。

専用窓口（委託先）



一般財団法人 新日本検定協会（食品営業グループ）

お電話でのお問い合わせはこちら ↓ ↓ ↓

 : **045-534-7392**

受付時間 (土日祝日を除く)	AM 9:00 ~ 12:00 PM 13:00 ~ 17:00
-------------------	-------------------------------------

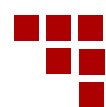
メールでのお問い合わせはこちら ↓ ↓ ↓



: sk-exportfd@shinken.or.jp

※ 企業名、担当者名、質問内容をご記入のうえ、上記メールアドレスまでお送りください。

2026年3月

 農林水産省作成